

金山町産婦健診事業について

金山町では、産婦健診（産後2週間健診、産後1か月健診）にかかる費用の助成を行っています。産婦健診は、産後のママの体調や気持ちを確認するための健診です。ぜひ、産婦健診を受けていただきますようお願いいたします。

◇ 対象となる方 ◇

産婦健診を受けられる方

◇ 助成の額 ◇

産婦健診（産後2週間健診、産後1か月健診）にかかった費用

※1回あたり5,000円上限、1人2回まで

◇ 助成の流れ ◇

【山形県内医療機関等で産婦健診を受診する方】

①産婦健診受診票の太枠内を記入し、
産婦健診を受診する時に窓口へ提出する。

②産婦健診を受診する。

※健診費用が助成上限5,000円を超える場合は、
差額分を医療機関等へお支払いください。



【山形県内医療機関等以外で産婦健診を受診する方】

①産婦健診受診票の太枠内を記入し、産婦健診を受診する時に持参する。

②産婦健診を受診し、主治医に受診票「医療機関記入欄」を記載してもらう。

※医療機関から記入していただく際に料金が発生する場合は、記入の必要はありません。母子手帳で健診受診について確認させていただきます。

③窓口で産婦健診にかかった費用を全額支払う。

④以下の必要書類を準備し、役場健康福祉課に償還払いの申請をする。

＜申請に必要なもの＞

- 医療機関が発行した領収証
- 産婦健診受診票（医療機関記入済みのもの）
- 母子健康手帳
- 振込先の口座がわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

※約半月～1か月後に、指定した口座に支払った費用の全額が振り込まれます。

【お問合せ】役場健康福祉課 健康係 保健師

Tel: 0233-29-5624 (直通)

